

第3次 剣淵町食育推進計画

～地域で担う食育のこれから～



剣淵原産「キヌア」

令和5年3月

北海道 剣淵町

はじめに

心や生きる喜びを育むなど、心身ともに大変重要な役割を担っています。食は私たちにとって命と健康の基本であり、食事は家族や友人とのコミュニケーションを通じ、私たちの心の健康、生きる喜びを作り上げてくれる重要なものです。

剣淵町では開拓以来、農業を基幹産業として発展し、「やさしさ奏でる絵本の里づくり」をテーマに、人と人とのつながりや地域の資源を生かした取り組みを実施しています。を遂げ、人と人との緊密な連携を図りながら食文化の向上を目指す取り組みを進めており、現在は平成26年に策定し、平成30年の見直しを経た「第2次剣淵町食育推進計画」に基づき 町内の主力農産物である、うるち米や馬鈴薯、馬鈴薯加工食品、小麦、大豆や大豆加工食品、健康食品キヌアなど安心・安全な地場産物を学校給食や食卓を通じて提供しています町民や地域の関係者の皆様と連携を図りながら、町民への健康指導、子どもを対象とした農業体験のほか、給食時の地場産食材の学習、町民の健康づくりや栄養相談など、主体的に食育の取り組みを進めてきました。

様々な活動により、町内における食育への関心が高まっておりますが、生活習慣病の増加や生徒、児童の朝食摂取率の減少などの課題も少なくありません。このため、当町における食育に関する課題の解決や効果的な推進を図るため、現計画の見直しを行い、「第3次剣淵町食育推進計画」を策定しました。町としましては継続して食育の推進を図るためにも、家庭はもとより学校や地域など様々な場面において、町民や関係機関の皆様が一丸となり、幅広く取組を進めていくことが重要と思いますので、今後もより一層のご理解とご協力をお願いします。

令和5年3月

剣淵町長 早 坂 純 夫

目 次

1	本計画の趣旨・目的.....	1
2	食育の定義と本計画の位置付け.....	2
3	計画の期間.....	3
4	食をめぐる現状と課題.....	4
	（1）食をめぐる社会情勢の変化.....	4
	（2）食生活の変化と健康への影響.....	5
	（3）食の循環や環境への意識.....	6
	（4）食育に対するさらなる実践.....	6
	（5）食文化の伝承.....	6
5	食育に関する3つの基本目標.....	7
	（1）健康の維持・増進につながる食育の推進.....	7
	（2）地産地消と一体となった剣淵町らしい食育の推進.....	7
	（3）未来を担う子どもたちを育む食育の推進.....	7
6	関係者の役割・連携.....	8
	（1）家庭における食育の推進.....	8
	（2）地域における食育の推進.....	8
	（3）学校等における食育の推進.....	8
	（4）生産者団体等における食育推進.....	8
	（5）行政における食育の推進.....	9
7	剣淵町における取り組み.....	10
	（1）保育所における食育の取り組み.....	10
	（2）保健活動における食育の取り組み.....	12
	（3）教育委員会における食育の取り組み.....	13
	（4）剣淵高等学校における取り組み.....	14
	（5）農業生産者など地域住民の取り組み.....	15
	（6）グリーンツーリズムの取り組み.....	16
8	食育推進にあたっての数値目標.....	17
	（1）小中学校における朝食の摂取状況.....	17
	（2）学校給食における地場産物活用率.....	17
	（3）週3回以上朝食を欠食する人の割合.....	17
9	資料.....	18
	食育基本法（前文）.....	18

1 本計画の趣旨・目的

食は命の源であり、私たち人間が生きていく上で欠かせないものです。

剣淵町は長年にわたり、生産者と消費者の相互で良好な関係が構築されています。生産者は豊富な自然資源を活用しておいしく新鮮な食材を生産、消費者はそれら豊富な食材を活用し、郷土料理や加工食品を誕生させるなど、それぞれの役割の中から特色のある食文化を誕生させてきました。

しかし、現在は核家族化やライフスタイルの変化、価値観の多様化に伴い、食に感謝する心の欠如、孤食の増加による家庭での教育的機能の低下、偏食や不規則な食事、栄養の偏りによる肥満や生活習慣病の増加、郷土料理・行事食など食文化を伝承する機能の低下、食品ロスなど、食に関する問題は多岐になっています。

また、不安定な世界情勢による生産資材や原料価格の高騰や食料需給の逼迫に伴う食料の安定供給の確保、安全・安心な食品に対する消費者の関心の高まりへの対応、食料と生産現場のつながりの確保などの課題も存在しています。

このような背景のもと、剣淵町では食育基本法に基づく国の食育推進計画、北海道のどさんこ食育推進プランをふまえ、平成26年3月に「剣淵町食育推進計画」を策定、一度の更新を行い、未来につながる食育を推進してきました。

そして、今後もさらに食育の現状を認識し、食育の取り組みを総合的かつ効果的に進めていくため、町民一人ひとりの食に対する意識の向上と生涯元気に暮らせる健康づくりや、地産地消の推進などを盛り込んだ、「第3次剣淵町食育推進計画」を策定しました。

なお、本計画は、「地域資源を活用した農林水産漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（六次産業化・地産地消法）」第41条に基づく「地産地消促進計画」としても位置づけることとします。

2 食育の定義と本計画の位置付け

食育とは、国民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保が図られるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を身につけるための学習等の取り組みのことです。

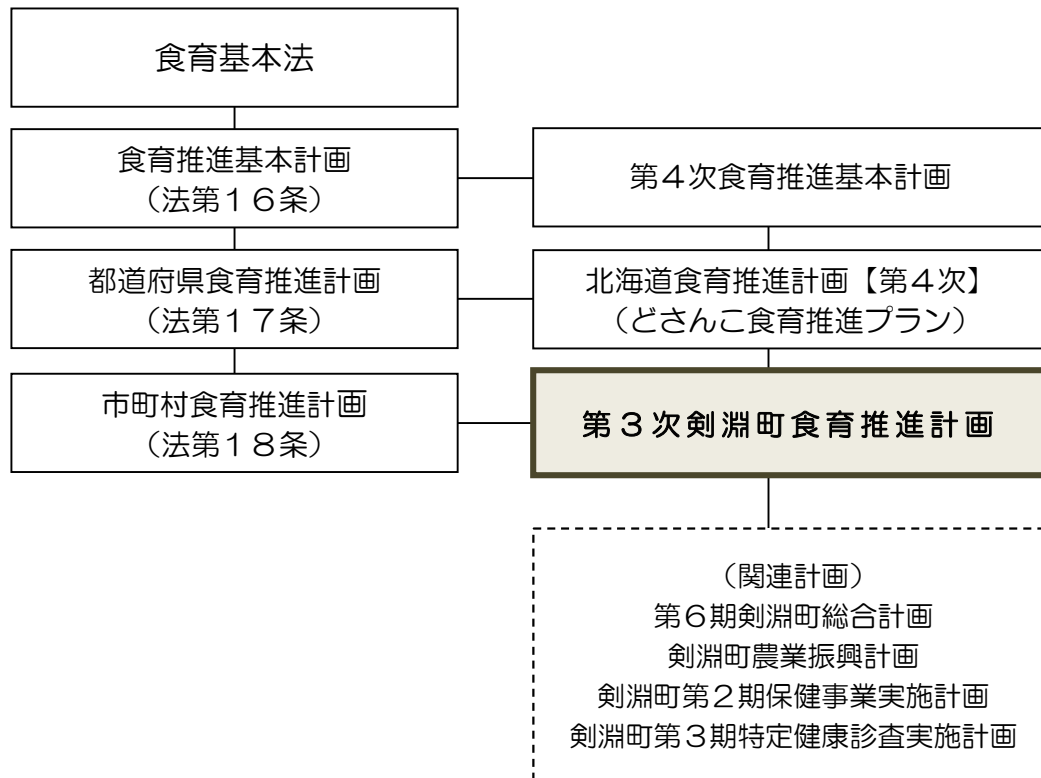
食育基本法では、食育を『生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの』と位置づけ、『様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている』と示しています。そして、

- 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成
- 食に関する感謝の念と理解
- 食育推進運動の展開
- 子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割
- 食に関する体験活動と食育推進活動の実践
- 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献
- 食品の安全性の確保等における食育の役割

を基本理念とし、これらを推進していくことが市町村に求められています。

本計画は、食育を具体的に推進するための計画として、国の「第4次食育推進基本計画」や「北海道食育推進計画【第4次】（どさんこ食育推進プラン）」の内容をふまえ、また、剣淵町の上位計画である「第6期剣淵町総合計画」や同じく食との関わりが深い「剣淵町農業振興計画」等との整合を図りながら策定しました。

■本計画の位置付け



3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間とします。

ただし、関係法令の改正や上位計画の更新が行われた場合などは、必要に応じて見直します。

4 食をめぐる現状と課題

日本全体の動向や課題も含め、剣淵町における食をめぐる現状と課題をまとめると、次のようになります。

(1) 食をめぐる社会情勢の変化

高齢化や少子化、核家族化などの様々な要因から、ひとり暮らし世帯や高齢者のみの世帯が増えており、剣淵町でも同様の傾向が見られます。

また、国内における女性就業者数の割合も年々増加しており、令和2年には46.5%まで上昇し、共働きの世帯も増えています。

■核家族世帯、単独世帯の割合の推移

北海道と同様に、剣淵町における核家族世帯と単独世帯を合わせた割合は年々増加しており、令和2年には平成17年と比較し12.3ポイントも上昇し、全体の90%を占めています。

(単位：%)

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
核家族世帯	北海道	58.9	57.5	55.9	53.6
	剣淵町	57.0	58.6	58.8	58.8
単独世帯	北海道	32.4	34.8	37.3	40.4
	剣淵町	21.1	24.2	29.8	31.6
合 計	北海道	91.3	92.3	93.2	94.0
	剣淵町	78.1	82.8	88.6	90.4

※総務省「国勢調査」

■高齢者のいる一般世帯に占める高齢者の単独世帯の割合の推移

剣淵町における高齢者のいる一般世帯のうち、令和2年における65歳以上の単独世帯の割合については、前回調査（平成27年）時とほぼ同じとなる28.6%となっています。

(単位：%)

		平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
高齢者（65歳以上） の単独世帯の割合	北海道	26.7	29.6	32.0	34.3
	剣淵町	17.3	21.5	28.3	28.6

※総務省「国勢調査」

核家族世帯、単独世帯の増加や外食産業や調理食品・加工食品の発展などの理由により、食の外部化や簡便化を図る家庭が増えてきています。

(2) 食生活の変化と健康への影響

コンビニエンスストアや大型スーパーの普及など食環境の変化に伴い、全国的にも食品の選択力が問われる時代になっています。食生活は健康づくりの基本ですが、食に関する知識や意識の低さが課題になっています。就労状況により不規則な生活習慣にならざるを得ない町民や農閑期で運動量が低下し体重を増加させてしまう町民も多く農村地区特有の特徴も加味した情報提供が重要です。

■メタボリックシンドロームの状況とそれに伴うリスクの増大

剣淵町におけるメタボリックシンドローム該当者や予備軍は、北海道と比較するといずれも多い傾向にあります。

また、人工透析患者割合が北海道においても上位であり、メタボリックシンドロームをはじめ、高脂血症や高血圧などの生活習慣病の割合も多い傾向が見られます。医療費としては生活習慣病、虚血性心疾患にかかる医療費が増加する傾向がみられます。メタボリックシンドロームとその予備軍については重症化のリスクとなるため改善に向けて保健指導が重要になります。

(単位：人、%)

	被保険者数	健診対象者数	健診受診者数	受診率		メタボ該当者		メタボ予備軍		20歳時から10kg増加した人	
				剣淵町	北海道	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道
H29年	1,117	749	454	60.6	28.0	20.3	17.5	13.4	10.6	38.6	33.6
H30年	1,100	711	513	72.2	27.5	18.8	17.9	14.8	10.7	42.2	34.2
R1年	1,061	714	532	74.5	18.6	20.5	18.6	14.7	10.9	44.2	34.8
R2年	1,026	700	472	67.4	27.0	26.2	20.4	18.6	11.0	42.8	35.8
R3年	990	661	450	67.9	28.0	25.1	20.4	14.4	11.0	42.4	35.8

	食事速度						週3回以上就寝前に夕食		週3回以上夕食後の間食		週3回以上朝食欠食	
	早い		普通		遅い		剣淵町	北海道	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道
	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道	剣淵町	北海道						
H29年	35.7	27.4	54.6	64.7	9.7	8.0	14.8	14.5	19.9	16.2	5.3	10.4
H30年	27.7	29.8	64.1	63.0	8.2	7.2	20.3	15.4	—	—	5.4	10.5
R1年	28.5	29.8	63.3	63.1	8.2	7.2	19.1	15.4	—	—	8.4	10.7
R2年	30.1	29.6	62.7	63.4	7.2	7.0	19.9	14.6	—	—	7.0	10.9
R3年	26.9	29.3	63.8	63.7	9.4	7.0	16.6	14.6	—	—	6.2	11.7

※KDB（国保データベース）

- ・特定健康診査対象者：国民健康保険加入者で40歳以上74歳以下の方
- ・メタボリックシンドローム該当者：腹囲が男性85.0cm。女性90cm以上で3つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち2つ以上の項目に該当する者

- ・メタボリックシンドローム予備軍：腹囲が男性 85.0 cm。女性 90 cm 以上で 3 つの項目（血中脂質、血圧、血糖）のうち 1 つ以上の項目に該当する者

（３）食の循環や環境への意識

日本の食料自給率は 38%（令和 3 年度）で、多くの食料を輸入している一方で、食べ残しなどが原因の「食品ロス」が大きな問題となっています。

大切な資源の有効活用や環境負荷を減らすためにも、食べ物を大切にし、食に関する感謝の意識を高めていくことが必要です。

（４）食育に対するさらなる実践

剣淵町では、様々な機関・団体が役割を分担しながら食育に取り組んでおり、食育に関する周知度・関心度も高まっている一方で、肥満率や児童生徒の朝食欠食、地場農産物のさらなる活用など、改善や維持が必要な課題があります。

農業の町として、農業体験やグリーンツーリズムなど、町外の方を対象とした取り組みや情報発信なども引き続き積極的に行い、町全体で食への理解を深め、食育の大切さを共有していくことが重要です。

（５）食文化の伝承

食生活の多様化や簡素化が進む中で、先人から受け継がれてきた食文化を次の世代へ伝承し、発展させていくことが重要となっています。

地域における郷土料理や加工食品、地元で採れる旬の食材を再認識し、食文化の大切さを通して、郷土を愛する豊かな心を育てていくことが求められています。農業が基幹産業である剣淵町では、米、大豆、小麦、馬鈴薯や健康食品のキヌアなど、本町で生産される豊かな農産物を活かした食育を推進していくことが重要です。



5 食育に関する3つの基本目標

食育をめぐる現状と課題などをふまえ、次の3つの基本目標に基づき、食育を効果的に推進します。

(1) 健康の維持・増進につながる食育の推進

脂質過剰や緑黄色野菜をはじめとした野菜の摂取不足は肥満を筆頭とした生活習慣病の危険因子となります。また、食品衛生など食品の安全性に関する知識についても健康の維持増進に必要な情報です。

食と体のかかわりを知ることで適切な食生活を送れるよう支援し、胎児期から高齢期まで健康の維持・増進につながる食育の取り組みを推進します。

(2) 地産地消と一体となった剣淵町らしい食育の推進

剣淵町では様々な農産物や加工食品が生産されており、生産地が近いことから町内での消費が進み、その一部は保育所や学校での給食食材として利用されています。

今後も生産者をはじめ農業関係団体、商工団体など、食に関連する人や組織が幅広く連携し、食育に取り組むことで、町内はもとより、町外にも剣淵町の食の魅力を発信し、地産地消や地域産業の活性化につなげます。

(3) 未来を担う子どもたちを育む食育の推進

食育はすべての町民に必要なものですが、特に子どもたちに対する食育は、心身の成長や人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と体を培い豊かな人間性を育むための基盤となります。

食育基本法でも、食育は知育・徳育・体育の基礎となるべきものと位置づけられていることから、町としても保育所や学校教育活動において食に関する指導などを進め、農業の楽しさや食べ物の大切さへの理解、さらには郷土愛を高めていくこととします。

6 関係者の役割・連携

剣淵町では、3つの基本目標をベースに、地域住民や生産者、農業関係団体、商工団体、学校、保育所などがそれぞれの視点で地域にあった食育の取り組みを行います。

また、総合的な視野から行政のそれぞれの分野で連携を図り、円滑に組みが進むように次の基本方針に即して、食育を推進します。

(1) 家庭における食育の推進

子どもの基本的な食生活習慣を形成するため、朝食をとることや「早寝早起き朝ごはん」運動を実践するなど、関係機関・団体が連携し普及啓発活動の展開を図ります。また、公民館事業で子どもの料理体験を開催するなど、食育の重要性や適切な栄養管理についての周知や、必要な知識の啓発に努めます。さらには、夏休み・冬休み明けに、朝食をしっかりとっているかなどの調査項目を含めた全児童生徒アンケートから得られた生活リズムチェックシートを作成し、各家庭にデータのキックバックを行っていきます。

(2) 地域における食育の推進

地域住民が、生涯健康で暮らす基本となる良好な食生活や食習慣の確立を図るため、関係機関や関係団体はもとより、家庭・学校・小売業・外食産業・職場・自治会などを通じて住民への普及啓発を図ります。

(3) 学校等における食育の推進

学校・保育所において、子どもが食に関する正しい知識を学ぶため、地域の生産者団体などと連携して農業体験や調理体験、正しい食習慣の指導、食事マナー学習などを計画的に推進します。

(4) 生産者団体等における食育推進

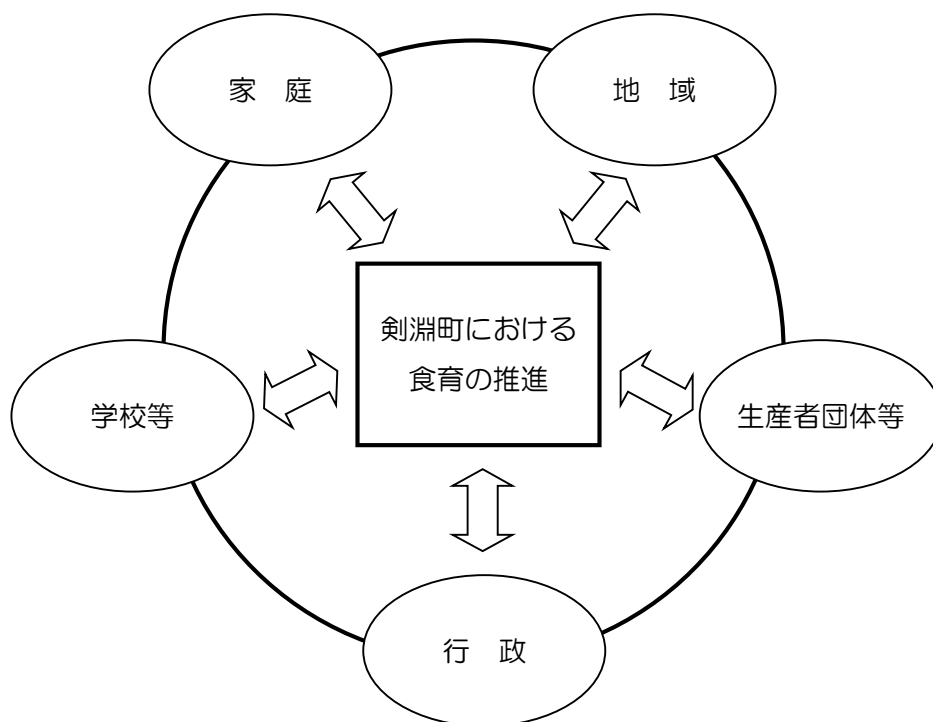
品質の高い食品を安定的に供給するとともに、各種体験活動の実施、協力など学習機会の提供を通じて、地域の生産、流通に関わる方々の理解を深め、その大切さを伝える取り組みなどを進めます。

（５）行政における食育の推進

食を通じて生活習慣病などの予防や改善を図るため、年齢層に応じた食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、町で行っている健康診断等の結果をふまえた、個人の健康状態に合わせた栄養相談や運動指導の充実を図ります。

また、地域住民や関係機関・団体などの自主的な取り組みを支援、協働するとともに、食育を推進するための組織づくりなど、幅広い食育に取り組めます。

さらに、食育に関する分野は保健、医療、産業振興、教育など多様であることから、家庭における日常の食生活や学校、地域住民、NPOなどボランティア団体、食材提供をする生産者団体及び消費者団体が、食育活動においてそれぞれの役割を理解し、相互に連携や補完をしながら活動を行い、計画の推進に努めます。



7 剣淵町における取り組み

本計画では、これまでの取り組みを継承しつつ、課題の解決を意識しながら、さらなる食育の推進に向けて取り組みます。

(1) 保育所における食育の取り組み

剣淵町保育所では、保育課程に「よくかんで食べること」「マナーを知り楽しく食べること」、栽培や収穫、調理活動などを通して「食や食材に興味・関心を持つ」など、年齢や発育段階に応じた「食育目標」を位置づけて日常の保育を進めています。

「剣淵・生命を育てる大地の会」「けんぶち VIVA マルシェ」「剣淵高校」などからじゃがいも、にんじん、かぼちゃなどの農産物を購入し給食の食材としています。また、剣淵町稲作振興会からうるち米を、福有会からみそ、イモ団子などを、保護者の方からも農産物などを提供していただくなど、地産地消による食育を推進しています。

乳幼児期から発育段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことは重要なことです。

これからも、子どもが身近な大人からの援助を受けながら、他の子どもとの関わりを通して、豊かな食の体験を積み重ね、楽しく食べること、食への関心を育むこと、食材そのものや給食を作ってくれる人への感謝の気持ちを育てることなど、「食を営む力」を培うことをねらって実践します。

○年間食育計画の策定

保育所児童が行事や多様な体験を通して「食」に関する興味や知識を習得できるよう、保育計画に位置づけたプログラムを作成し実践します。

○給食の時間を通した食育

毎日の給食は子どもたちにとって最も楽しみにしている時間です。友達と一緒に食べることで、食事のマナーとともに、人との関わりや食への感謝の気持ちを育てます。

また、給食における調理の工夫や食事中での保育士からの励ましや賞賛の声掛けにより、子どもたちの好き嫌いの改善が図られています。

これからも保護者の方や地域のみなさんからの協力を得ながら、地域の食材をできるだけ取り入れた給食を提供することにより、食を大切に思う気持ちや郷土愛を育て、農業の町ならではの地産地消による食育を推進します。



○菜園による自然との関わり

保育所敷地内の菜園に、剣淵高等学校の生徒に教えていただきながら、野菜の苗の植え付けや種まきをします。

また、水やりや草取りなどの世話をしながら、作物の成長や変化を通して自然との関わりを深めます。



○親子で楽しむ収穫祭とクッキング

菜園で育てた、じゃがいもやにんじん、枝豆などを親子で収穫します。

また、じゃがいもやにんじん、トウキビの皮むきや枝豆の枝から豆をはずす作業にも年齢に応じて挑戦します。採れた野菜は親子で調理し、みんなでいただきます。



○お弁当の日

食育活動のひとつとして、お弁当の日を設けています。子どもたちが、より食に関し興味を持ち、親子で食のお話をするきっかけ作りを目的としています。

○食事アンケートの実施

朝・夕食の時間や家庭での食事で特に気を付けていることなど、食習慣についてのアンケートを実施しています。また、給食について子どもが家庭でどのように話しているかなども伺っています。子どもの食事の状況を共有するとともに、家庭での食への関心を高め、協力し合って「食を営む力」の基礎を培うための支援を行います。

○食育だよりの発行

保育所の毎日の献立や給食に関する情報提供、食材の成分、栄養価、エネルギー量、体に働きかける力、時には給食で提供した献立のレシピなどを掲載した食育だよりを毎月発行し、保護者との連携を図ります。

（２）保健活動における食育の取り組み

m食を通じた心と体の健康づくりを基本とし、食事リズム、栄養バランス、安全な食材の選択など、食を大切にする心を育むための活動を行っています。

これからも、各種保健活動を通じて食に関する相談や指導を行い、住民の健康づくりを支援します。

○成人保健事業での取り組み

健診事後を中心に個別栄養相談、健康栄養教室等、食を通じた健康づくりから生活習慣病の予防および改善を意識し、生涯健康で暮らせることをめざした活動を行います。

○高齢者保健事業での取り組み

高齢者特有の問題である低栄養、虚弱予防、生活習慣病の重症化予防を重点に個別栄養相談や高齢者栄養教室等、地域包括支援センターをはじめとした各機関と連携し実施します。

○母子保健事業での取り組み

妊婦個別栄養指導、妊婦交流会、乳幼児健診時栄養指導、育児相談会等を実施し、妊娠期から食を通じた健康な母体と胎児の成長を関連づけて考え、出産後も母親自身と子ども、家族を含めて食の大切さを意識できるよう支援します。

（３）教育委員会における食育の取り組み

給食センターでは、安全・安心で美味しい給食を提供するために、主に国内産の食材を使用し、迅速な調理や徹底した衛生管理、食材の厳選を実践しています。その上で、バランスの良い栄養摂取を図り、子どもたちが健全な成長をとげられるようにしています。

また、栄養教諭の食育の授業により、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう努めています。

これからも、地産地消を基本とした安全で美味しい給食の提供や食事を通じた食育の推進に努め、子どもたちの心身の成長を促進します。

○給食の時間を活用した食育学習の実施

栄養教諭による食育学習は、地域の生産者や企業から寄贈された食材について給食の時間を活用しながら地場産食材を使った給食メニューを紹介しています。地場産食材を紹介することにより、新鮮で安全なものを食べることで健康へのつながりを学び、生産者への感謝の気持ちや食の大切さを育て、給食による食べ残しを減らす取り組みにつなげていきます。



○地域連携教育の実施

小学校において、地域の自然や農業についての体験学習を通じ、郷土を深く理解し「食」を大切にする心を養うため、剣淵高等学校と連携し、田植えや稲刈り、脱穀体験を実施しています。また、高校の先生方が出前授業として小学校と中学校に出向き「米づくり」や「菜園活動」について実施し、「食」を支える農業に関する知識や体験も含んだ「食農教育」の大切さを伝えています。

この「食農教育」から生産者の努力・工夫などを児童生徒に知ってもらうことで剣淵町の食文化の継承、地産地消の推進をしています。

○「BG 塾」の実施

教育委員会では、児童の生活習慣を見直すことを目的とした「BG 塾」を行っています。

小学３年生以上を対象に年２回、子どもたちが学年を超えて、高齢者など

多様な地域の人々との様々な学びを通して交流し、規則正しい生活プログラムを実践しながら、基本的な生活習慣のあり方を学習するもので、これにより日常の望ましい生活習慣のきっかけ作り行っています。

今後も、「BG 塾」で規則正しい生活習慣の定着を目指し、家庭でも実践できるように指導します。

（４）剣淵高等学校における取り組み

剣淵高等学校の農業国際系列では、町の特産品や菓子作りを研究し、栽培から加工、販売に至るまでの相互関係（フードシステム）を学習するため、多くの実践活動を実施しています。

これからも、「食」を預かる生産者としての立場を、高校の農場や町内外の農業者の協力のもとに実地に学んでいくとともに、消費者として、高校の寄宿舍で地場生産された食材や高校の農場で採れた農産物により「食」の大切さを学びます。

○町内の栽培・加工・販売団体との連携

菓子類を中心とした加工食品の商品化に向けた開発事業の推進を図っていきなかで、食の大切さや安全で安心して食べられる食品加工を学びます。

また、製品化された加工品の品質向上や技術の向上を図るとともに、付加価値の高い地域に根ざした農業振興の一翼を担う教育をめざします。

（５）農業生産者など地域住民の取り組み

剣淵町特産研究グループ「福有会」では、地産地消を目的に農産物加工研究活動を行っているほか、地場農産物を原料に使用した加工食品、菓子類を製造・販売する「ひまわり会」、や「トイ・トイ・トイ」が活動しています。

また、「けんぶち VIVA マルシェ」では、軽トラマルシェのほか、剣淵にて生産を開始した健康食品「キヌア」も活用し、剣淵町の農産物の魅力を町内外に積極的に発信しています。

そのほかにも、安全・安心な地場農産物の販売を通じ、消費者が農業生産の現場を感じることができる、農産物直売所（道の駅けんぶち内）があります。

これからも、農業だけではなく、福祉や商業などとの連携を深化させ、食味に優れた農産物や加工品を「けんぶちブランド」として、全国へと発信します。

○学校給食等への提供

「福有会」では、子どもたちに安全・安心な食品を食べてもらいたいという思いから、従前より実施していた学校給食への加工食品無償提供に加え、平成 29 年から保育所への加工食品の無償提供を開始しています。

福有会では、これからも、子どもたちへの安全・安心な食の提供に取り組みます。

○地場農産物による商品開発

地場農産物を使った商品の開発、製造を通じて、剣淵町の食の豊かさを町内外にアピールします。

商品開発にあたっては、栄養成分やパッケージにもこだわり、「けんぶちブランド」として「けんぶち農業ブランドマーク」の推進、地元商店や道の駅、インターネットショップサイトへの掲載・販売を通じ、消費者の興味や購買意欲につながるよう努めます。



【けんぶち農業ブランドマーク】

○農産物直売所での販売

農産物直売所については、生産者や加工団体などから構成される運営協議会において、主体性を持って運営に携わることで消費者と生産者の距離を近づけ、安全・安心な地場農産物の購入や地産地消を普及させる場になるよう努めます。

(6) グリーンツーリズムの取り組み

剣淵町の農業・農村の魅力を伝えるため、都市部の中学生・高校生を対象とした日帰り農業体験の受け入れを実施しています。作物の種蒔きや草取り、収穫作業などの農作業体験のほか、食事には自ら収穫した農産物を一緒に調理し、受け入れた農業者と食べるなど、農村ならではの食育の場を提供しています。

今後も継続して農業者や関係団体が一体となって食育につながる農業体験を推進することで、都市と農村のそれぞれに住む人々が互いの地域の魅力や理解を深め、交流人口の増加や農産物の消費拡大などにつながる活動を進めます。

○農業体験の受け入れ

次代を担う子どもたちが農業とふれ合い、農業に興味を持つことができるよう、引き続き農業体験の受け入れを実施します。

そして、教育旅行での農業体験も農業研修等受入協議会が中心となって積極的に受け入れることで、子どもたちが生産地と食への理解をさらに深め、食育を通じた地域農業の活性化を図ります。



8 食育推進にあたっての数値目標

(1) 小中学校における朝食の摂取状況

令和4年全国学力・学習状況調査によると、剣淵町における朝食を食べる小・中学生の割合は、過去4年の実績平均値から共に10%近く数値を落とし、80%台となっています。

多くの児童・生徒が健康的な生活を送れるよう、数値の改善をめざします。

【小・中学生の朝食摂取状況（北海道と剣淵町）】 (単位：%)

		平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和9年
小学校 6年生	北海道	92.8	94.4	94.1	94.0	92.5	—
	剣淵町	100.0	90.5	100.0	95.0	85.0	改善
中学校 3年生	北海道	90.8	92.4	90.9	91.7	90.3	—
	剣淵町	96.9	94.1	92.3	94.8	81.8	改善

※北海道教育委員会「全国学力・学習状況調査」(朝食を「食べる」「どちらかといえば、食べる」と回答した児童生徒割合)

(2) 学校給食における地場産物活用率

令和3年学校給食における地場産物の使用状況調査によると、地場産物の使用割合は46.6%となっています。

食材については一部無償での提供を受けているものもあるため、購入金額のみで判断することは難しいですが、今後も継続して地場産物の使用割合の向上を目指します。

【学校給食における地場産物の使用状況（北海道と剣淵町）】 (単位：%)

	平成25年	平成27年	平成29年	令和元年	令和3年	令和9年
北海道	68.5	66.6	64.6	48.7	48.2	—
剣淵町	64.7	64.3	40.8	48.1	46.6	改善

※北海道教育委員会「学校給食における地場産物の使用状況調査」(隔年調査) 地場産物の購入金額の割合

3) 週3回以上朝食を欠食する人の割合

令和3年度国民健康保険特定健診結果によると、週3回以上朝食を欠食する人の割合は6.2%となっています。

過去4年、ほぼ横ばいとなっておりますが、一層の数値の改善をめざします。

【週3回以上朝食を欠食する人の割合（北海道と剣淵町）】 (単位：%)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和9年度
北海道	10.4	10.5	10.7	10.9	10.4	—
剣淵町	5.3	5.4	8.4	7.0	6.2	改善

※KDB(国保データベース)

9 資料

食育基本法（前文）

（平成十七年六月十七日法律第六十三号）

最終改正：平成二一年六月五日法律第四九号

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩そう 身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾はん 濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を

育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。



絵本の里
けんぶち町
北海道
Made in Kembuchi

剣淵町食育推進計画

担当：農林課・健康福祉課・住民課・教育委員会

〒098-0392

北海道上川郡剣淵町仲町37番1号

TEL 0165(34)2121

FAX 0165(34)2590